

## 工事費内訳書への労務費等の記載をお願いします。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）が改正され、公共工事の入札参加者は工事費内訳書に「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳」の記載が義務付けされました。

つきましては、工事費内訳書に下記の労務費等の記載をお願いします。各経費の考え方については労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和 7 年 1 2 月 国土交通省 不動産・建設経済局）をご確認ください。

### 工事費内訳書に記入していただく項目

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額
- ・ 労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）
- ・ 建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）
- ・ その他当該公共工事の施工のために必要な経費

（例）

#### ○土木工事の場合

直接工事費の合計の内、材料費、労務費を記載。

現場管理費の合計の内、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金を記載

工事原価の合計の内、安全衛生経費を記載

#### ○建築工事の場合

直接工事費の合計の内、材料費、労務費を記載

現場管理費の合計の内、建退共制度の掛金を記載

工事原価の合計の内、現場労働者の法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費を記載

※当面の間、次のとおりに作成された工事費内訳書は開札時に有効として扱います。

1) 労務費等金額欄に「算出不可」等、その旨がわかるよう記載されている内訳書（すべてを計上できない場合）

2) 労務費等金額欄に計上可能な金額のみ記載し、摘要欄に「一部のみ計上」等、その旨がわかるよう記載されている（一部のみ計上できない場合）

労務費等金額欄に記載がない場合も、令和 9 年 3 月 31 日までを期限として無効としないこととします。

工事費内訳書提出の際には 1 ファイルのみ可能です。ご提出の工事費内訳書に労務費等の必要箇所を記入して提出する、または工事費内訳書と労務費等の記載ファイルを 1 つにして提出するなど工事費内訳書と一緒にして提出してください。